

東社協・福祉施設経営相談室のご利用案内

法律、労務専門相談員の異動がありました。

東京都社会福祉協議会では、社会福祉法人の経営、福祉施設の運営に係る相談に応じるため、下記の相談室を設置していますので、お気軽にご利用ください。守秘義務厳守。相談はいつでも無料です（東京都の補助事業）。事前相談もお待ちしています。

法律専門相談

利用者の権利擁護、利用者・家族からの訴え、職員処遇、その他法人経営・施設運営に係る事案に、弁護士がご相談に応じます。相談日時をご予約いただく必要がありますので、専任経営相談員までお電話ください。来所相談は、おおむね4日以内に随時相談日を設定します。

法律専門相談員：弁護士 小嶋 正（第一東京弁護士会。昭和37年生まれ 慶應義塾大学法学部法律学科卒 法テラス（日本司法支援センター）審査委員 東社協顧問弁護士 「社会福祉施設における事故責任と対策」、「身寄りのいない高齢者への支援の手引き」いずれも単著 東社協）

会計専門相談

会計基準（会計基準・指導指針・就労支援会計処理基準）、会計関連通知に係る会計処理方法など、公認会計士がご相談に応じます。専任経営相談員宛でできるだけEメール又はお電話・FAXしてください。おおむね2日以内に回答いたします。

会計専門相談員：公認会計士 宮内 忍（昭和22年生まれ 中央大学商学部卒 元日本公認会計士協会副会長 総務省、文科省、経産省、金融庁等の各種委員会委員多数就任 日本ユニセフ監事 「社会福祉法人監事監査の手引き」監修 東社協、「社会福祉法人会計の基礎から決算」共著 文出版企画）

労務専門相談

就業規則、人事・労務管理全般について、社会保険労務士がご相談に応じます。専任経営相談員宛でできるだけEメール又はお電話・FAXしてください。来所相談は、おおむね4日以内に随時相談日を設定します。

労務専門相談員：社会保険労務士 綱川 晃弘（昭和38年生まれ 早稲田大学法学部卒 東京都福祉サービス評価推進機構委員 東社協労基法研修会講師 各種シンクタンク参画 「介護サービス事業の経営実務」共著 第一法規「非常勤ホームヘルパーの雇用管理の手引き」監修 全社協）

一般相談

その他、法人経営、施設運営全般及び社会福祉法人設立、新規事業創設に関するご相談に専任経営相談員がお受けします。月曜日～金曜日の午前9時～午後5時迄できるだけEメール、電話、来所での相談にお応えします。

専任経営相談員：東社協福祉部 長谷川保夫（昭和26年生まれ 日社大卒 「社会福祉施設・事業者のための規程集（運営編）（人事労務編）」、「社会福祉施設・事業者のための労基法等Q&A」、「社会福祉法人設立運営の手引き」、「運営ハンドブック」他編集）

兼任経営相談員：東社協福祉部主任 高村 卓朗

平成22年度は1, 353件のご相談がありました。

*以下に、これまでの実際の相談事例をもとにしたフィクションを掲載します。

法律専門相談 (8件)

- ・資格取得に係る補助をした職員から半年で退職する申し出があったので補助分の返還請求したところ返還義務はないと主張されたがどのように対応したらよいか。
- ・源泉所得税の納付を1か月遅延し、不納付加算税と延滞税計22万円の支払義務が生じた。この負担者は当該納付を遅延させた職員でないか、との役員からの疑義がある。

会計専門相談 (44件)

- ・補助金の交付内訳には、建物本体のほか、解体工事費、仮設工事費に関するものが含まれており会計処理についても、それぞれ分けて行すべきか。
- ・寄附された株券を売却すると課税されるのか。
- ・新車購入における エコカー補助金20万円を入金した。会計処理としてどのように扱えばよいか。車両購入額を相殺させるか、補助金として計上すべきか。

労務専門相談 (22件)

- ・労基署から、所定終業時刻と30分以上の差異がある退社打刻時間は一律に超過勤務手当を支給せよとの指導がある。私的な居残りもあり、どのように対応したらよいか。
- ・労働基準法、労働契約法、労働協約(労働組合法)、労使協定、就業規則を図で示すとしたら、どうなるのか。

一般相談 (1, 279件。内、来所相談125件、通信相談1, 154件)

- ・特養の建設のために社会福祉法人を設立したい。
- ・公設保育園の指定管理を受けるため、要件とされている社会福祉法人を設立したい。
- ・理事長の重任の予選は可能か。
- ・法定休日と所定休日に係る代休措置の相違は何か。
- ・3回の遅刻で半日分を減給していいか。
- ・身寄りのいない特養利用者の葬儀執行を行政から依頼されたがその根拠を知りたい。
- ・東京都職員配置基準(保育)を知りたい。

(相談内容別：会計相談44%、職員処遇25%、経営一般22%、社会福祉法人設立・事業創設8%)
上記相談に係る回答をご希望の方は下記あてメールにて法人名を付してご照会ください。回答例をお送りします。

東京都社会福祉協議会 福祉施設経営相談室 相談室だより 90 平成23年4月7日
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1(飯田橋駅西口 セントラルプラザ5階)
TEL 03-3268-7170 FAX 03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

*メールは「東社協」 経営相談(クリック)で立ち上がります。